

「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
第4版への改訂の今後の対応方針について

標記ガイドラインについては、国土交通省のご指導の下、令和2年5月18日に、「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」第1版を策定し、また、令和2年6月18日に第2版に、さらに、令和3年12月8日に第3版に改訂し、会員事業者の皆様に周知したところです。

先般、国土交通省より、令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、『「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされた事を踏まえ、平時への移行プロセスとしては、感染対策をより効果的・効率的なものへと見直していくとともに、各業種別ガイドラインが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、必要な見直しの指導があったことや、令和5年1月6日付けで厚生労働省・経済産業省が「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を第2版に改訂したこと等から、それらを踏まえ、「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」第4版への改訂作業を進めていましたが、

- ① 2月10日(金)に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部からマスク着用の在り方について、新たな指針が示されたことに伴い更なる見直しの必要があること。
- ② そもそも、今後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に位置づけられた場合には、このガイドラインの策定の根拠である、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止となり、本ガイドラインもその根拠を失うことから廃止となること。
- ③ 廃止後政府は、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく事としているが、基本的には個人及び事業者が自主的な感染対策に取り組むこととなること。

等から、令和5年2月15日(水)の令和4年度第4回運営委員会で、

当協会としては、当該ガイドライン上の感染予防対策のレベルを現状(第3版)の高いレベルのまま維持することとし、今後の運用としては、各事業者の判断で時々の情勢に応じて自主的な感染予防対策を講じていただくこととし、「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第3版)」の第4版への改訂は行わない。

こととなりました。